

## 札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（案）について

## 皆さまからご意見を募集します（パブリックコメント）

令和4年（2022年）4月 札幌市

募集期間： 令和4年（2022年） 4月 27日（水）から  
令和4年（2022年） 5月 27日（金）まで（必着）

札幌市では、令和4年3月30日に「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」を制定し、一部を除き同年4月1日から施行したところですが、現在、同条例のうち、本年7月1日から施行する部分について必要な事項を定める「札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則」について、検討を進めております。

この度、「禁止区域」、「客引き行為等の禁止の例外」などについて定める同規則の案をまとめましたので、この案に対するご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を進め、同規則を制定する予定です。

ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

## ■ご意見の提出方法・提出先

- ご意見は12ページの「ご意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記まで郵送、ファクス、持参又は電子メールにて提出してください。

## 【ご意見の提出先】

札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課  
住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階  
ファクス：011-218-5156 電子メール：kusei@city.sapporo.jp

- 持参の場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時15分までの間にお持ちください。
- 電子メールの場合、件名に「条例施行規則（案）に対する意見」と記載し、メールの本文に、氏名、住所、年齢、意見内容を記載してください。（コンピュータウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。）

## ■留意事項

- お電話、口頭によるご意見の受付はいたしかねますのでご了承ください。
- ご意見の提出に当たっては、氏名、住所、年齢、意見内容のご記入をお願いいたします。（ご意見の概要を公表する際は、氏名、住所、年齢は公開いたしません。）
- 氏名、住所等は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従い適切に取り扱います。
- ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## 札幌市客引き行為等の防止に関する条例について

近年、全国の主要な繁華街において、一部の居酒屋やカラオケ店等の従業者等が、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為（以下「客引き行為等」という。）のため群がり通行を妨害するなどの迷惑行為が見受けられており、札幌市においても、すすきの地区を中心に同様の事例が確認されています。

こうしたことから、札幌市では、市民等が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和4年4月1日から施行したところです（市民等及び事業者等の行為の制限に係る指導、勧告、命令、罰則等の規定を除く。）。

今後、周知期間を経て、罰則等の規定を含む条例の全部を令和4年7月1日から施行することとしております。

# 札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（案）の内容

## 1 禁止区域

### 【禁止区域】

条例に規定する客引き行為等を禁止する必要がある区域（以下「禁止区域」という。）を図示により定めます。

### 【禁止区域の考え方】

禁止区域においては、原則として、何人も客引き行為等を行い、又は行わせてはならないものとしますが、客引き行為等を規制することは市民や事業者の行為を制限することになるため、禁止区域は合理的な範囲内で定める必要があります。

客引き行為等の実態調査の結果、すすきの地区から J R 札幌駅周辺までの区域においては客引き行為等を行っている者が多く確認されており、それ以外の区域においてはほとんど確認されませんでした。

また、すすきの地区から J R 札幌駅周辺までの区域の中でも、特にすすきの地区で客引き行為等を行っている者が多く、これらの者の客引き行為等により通行の妨げが生じているところですが、大通から J R 札幌駅までの間においても、すすきの地区に位置する店舗に係る客引き行為等を行う者が確認されています。

したがって、禁止区域をすすきの地区に限定した場合には、すすきの地区外の現にこれらの者が確認されている地域やその周辺の地域において客引き行為等が行われ、通行の妨げが生じる可能性が高いと判断されます。

以上に加え、札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（いわゆる「ススキノ条例」）により規制が行われている区域も踏まえ、当該区域と同じ市道北 8 条線、市道西 7 丁目線、市道南 7 条線及び創成川通（市道真駒内篠路線及び国道 5 号）で囲まれた区域内の公共の場所を原則として禁止区域とします。

## 2 客引き行為等の禁止の例外

客引き行為等を規制することは、市民や事業者の行為を制限するものであることから、これを規制する場合には、必要最小限の内容とすることが必要であり、営業行為の一環として、通行の妨げにならない程度に自店舗の前で行われる客引き行為等についてまで規制することは過度な制限と判断されます。

このため、禁止区域であっても、事業者が事業を行う土地又は建物（当該建物の敷地を含む。）（禁止区域に含まれる部分を除く。以下「土地等」という。）が禁止区域に接する場合において、当該土地等と禁止区域の境界線から1メートルまでの範囲の場所において行われる当該事業者の事業に係る客引き行為等については、次の1から3までのいずれにも該当しないものに限り、安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等として、規制の対象としない（以下「1メートルルール」という。）こととします。

- 1 拒絶の意思を示している者に対する客引き行為又は勧誘行為
- 2 通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、その他市民等の通行を妨げる方法による客引き行為等
- 3 階段における客引き行為等


ただし、すすきの地区については、狸小路周辺やJR札幌駅周辺と比較して客引き行為等を行う者及び夜間帯の通行人が共に多く、歩道の幅員が狭い場所もあり、現にビル前で客引き行為等を行う者により通行の妨げが生じている場所があります。

また、飲食店が集積するテナントビルが多くあるため、当該ビル前における客引き行為等を認めた場合には、当該ビルにおいて事業を行う多数の事業者等による客引き行為等を行う者が当該ビル前に多く現れるようになり、広く通行の妨げが生じる可能性が高いと考えられます。

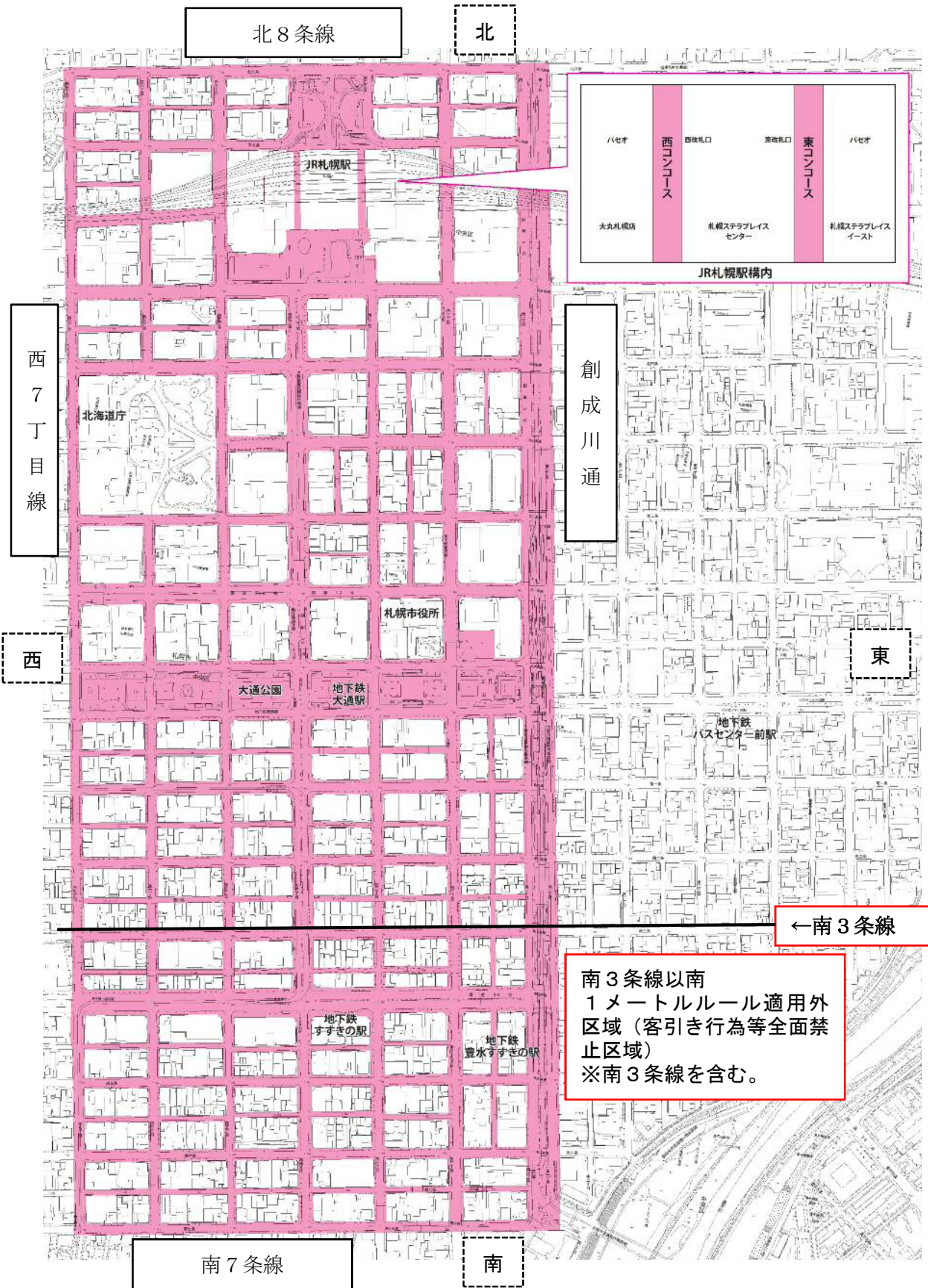
これらのことから、市道南3条線、市道西7丁目線、市道南7条線及び創成川通（市道真駒内篠路線）に囲まれた区域（道路区域を含む。）内においては、1メートルルールを適用せず、自店舗前における客引き行為等を含む全ての客引き行為等を規制の対象とします。

- ※ 1メートルルールについては、一定の客引き行為等を条例による規制の対象外とするものですが、他の法令等による規制を排除するものではありません。
- ※ 禁止区域内で事業を行う場合には、1メートルルールの適用外となるため、全ての客引き行為等が条例による規制の対象となります。

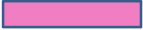
# 地上図面

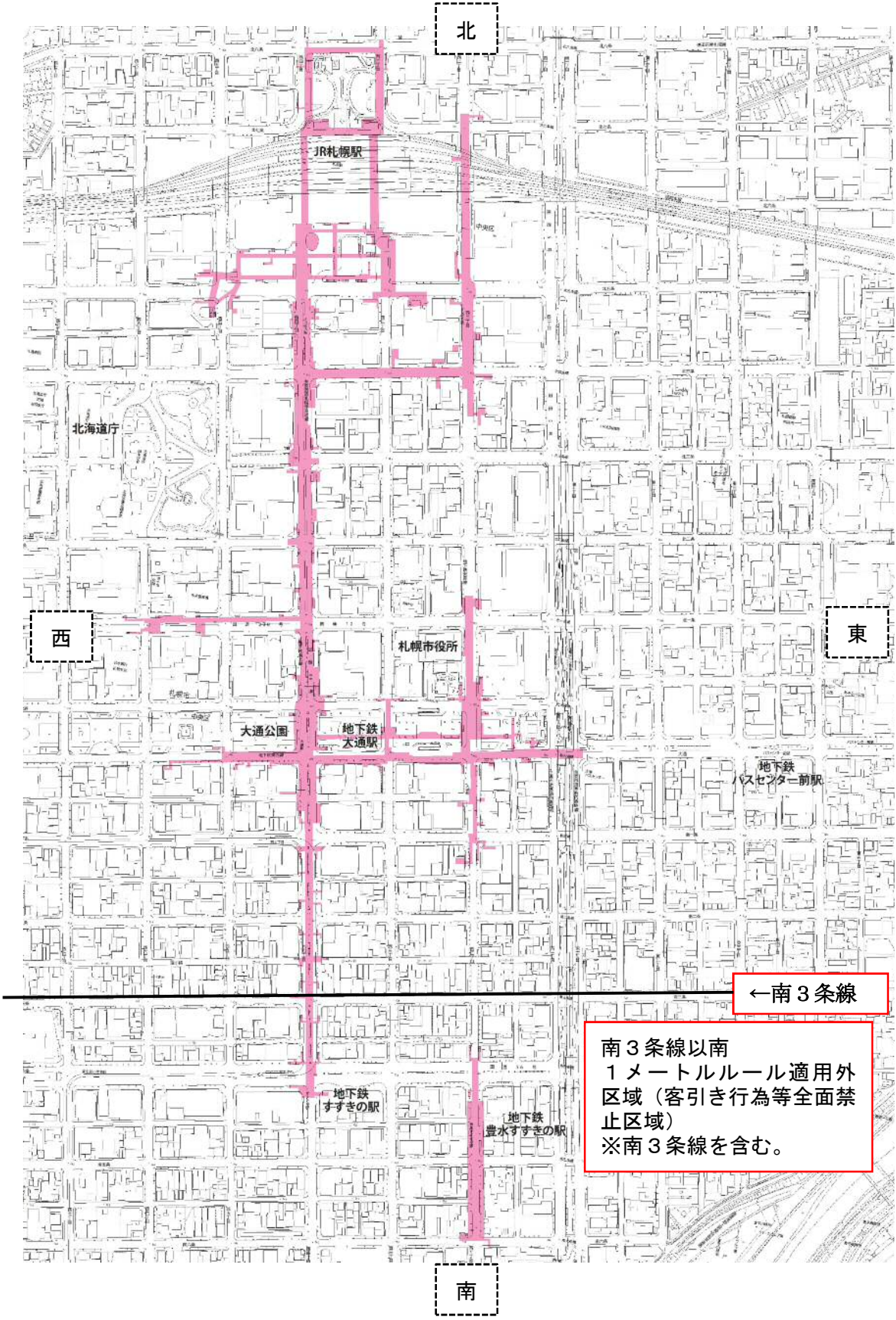
色塗り部分  : 客引き行為等の禁止区域

南3条線以南：1メートルルール適用外区域（客引き行為等全面禁止区域）（南3条線を含む。）

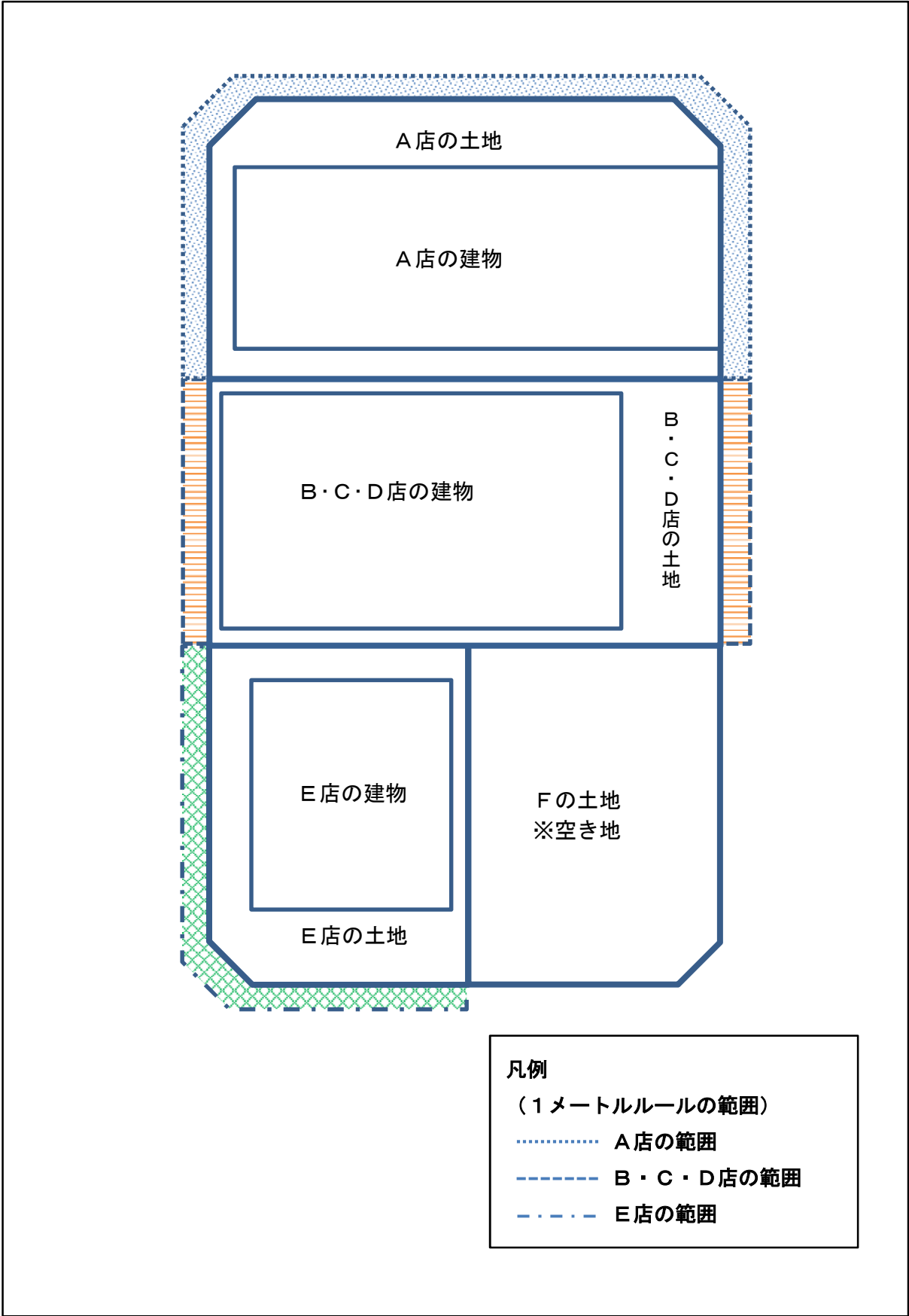


地下図面

色塗り部分  : 客引き行為等の禁止区域  
南3条線以南 : 1メートルルール適用外区域 (客引き行為等全面禁止区域) (南3条線を含む。)



1メートルルールの範囲（規制除外の範囲）



### 3 公表の方法

条例第 12 条の規定による公表は、札幌市公告式条例の規定により市役所の掲示場に掲示するほか、市のホームページへの掲載により行うものとします。

### 4 公表についての意見陳述の機会の付与

条例第 12 条の規定による公表は、当該公表の対象となる者に生じ得る影響に鑑み、適正な手続によるべきであり、条例の規定による命令や過料の処分について適用される札幌市行政手続条例の規定による弁明の機会に準じた制度とすることとし、次のとおり公表に係る手続の細目的な事項を定めます。

- 1 市長は、条例第 12 条の規定により公表しようとするときは、公表の対象者に対し、次のアからウまでの事項を記載した通知書により通知することとします。
  - ア 公表する理由及び公表しようとする事項
  - イ 公表の根拠となる条例の条項
  - ウ 意見陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見を述べる機会を与える場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
- 2 意見陳述は、市長が特に認める場合を除き、意見陳述書を指定期限までに提出して行わなければならないこととします。
- 3 口頭による意見陳述は、意見陳述をする者の氏名及び住所、意見陳述の件名並びに意見陳述に係る公表の原因となる事実その他事案の内容についての意見を陳述しなければならないものとします。
- 4 市長は、口頭により意見陳述が行われたときは、当該意見陳述の内容を記録し、これを当該意見陳述した者に読み聞かせて誤りのないことを確認し、当該意見陳述をした者に署名させなければならないものとします。
- 5 市長は、公表の対象となるべき者の所在が判明しない場合においては、その者の氏名、上記 1 ウの事項及び上記 1 の通知書をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うものとし、当該掲示を始めた日の 2 週間後又は意見陳述書の提出期限の日（口頭による意見を述べる機会を与えた場合には、出頭すべき日）のいずれか遅い日を経過したときは、公表の手続の続行を妨げないものとします。

### 5 その他

前記 1 から 4 までの事項のほか、指導、勧告、命令、公表及び過料の処分を行う際の様式を定めるとともに、立入調査等を行う職員の身分を示す証明書及び客引き行為等防止指導員の指導員証の様式等を定めます。



## 参考資料

### 札幌市客引き行為等の防止に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客その他の滞行者又は市内を通過する者（以下「市民等」という。）が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供される場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他の不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他の不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 事業者等 本市の区域内において事業（その準備行為を含む。）を行う者（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

#### (事業者等の責務)

第4条 事業者等は、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を阻害する客引き行為等を行い、又は行わせないよう努めなければならない。

#### (市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条第1項の規定により市が実施する客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の施策に協力するよう努めるものとする。

#### (禁止区域における客引き行為等の禁止)

第6条 何人も、禁止区域（市民等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を確保するため、客引き行為等を禁止する必要がある区域として規則で定める区域をいう。）において、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。ただし、市民等が安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前項本文の禁止区域及び同項ただし書の規則で定めるものについては、客引き行為等による市民等の通行又は利用への支障の状況に応じ適宜見直すものとする。

#### (禁止区域における客引き行為等を用いた営業の禁止)

第7条 事業者は、前条第1項の規定に違反する客引き行為若しくは勧誘行為をした者又は当該客引き行為若しくは勧誘行為に関係のある者から紹介を受けて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該客引き行為を受けた者を、客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為
- (2) 当該勧誘行為を受けた者を、当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設（以下「店舗等」という。）で勤務に従事させる行為  
(指導)

第8条 市長は、第6条第1項又は前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に係る行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項又はこの項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者に対し、当該命令に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(報告及び立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第6条第1項の規定に違反する客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該客引き行為等と関係のある店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第12条 市長は、第10条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

2 市長は、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者について、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第13条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者に

係る事業の用に供されている土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知し、是正の協力を求めることができる。

(関係機関への情報提供)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、警察その他の関係機関に対し、提供することができる。

(関係機関等への協力要請)

第15条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条(同条第1号にあっては、第7条の規定に違反する行為に係るものを除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の過料を科する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条から第15条まで、第18条及び第19条の規定は、同年7月1日から施行する。



札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（案）について

ご意見記入シート

氏名		年齢	歳
住所			
意見	※どの項目に対するご意見が分かるように記載してください。		

切り取り線

用紙が足りない場合は、別紙にご記入の上ご提出ください。（氏名・住所は必ず記載してください。）

## ご意見の提出方法・提出先

- ・ご意見は「ご意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記まで郵送、ファクス、持参又は電子メールにて提出してください。

### ●ご意見の提出先

札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階

ファクス：011-218-5156 電子メール：kusei@city.sapporo.jp

- ・持参の場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時15分までの間にお持ちください。
- ・電子メールの場合、件名に「条例施行規則（案）に対する意見」と記載し、メールの本文に、氏名、住所、年齢、意見内容を記載してください。（コンピュータウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。）

## 資料の配布場所

◇札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）

13階 区政課、2階 市政刊行物コーナー

◇各区役所 総務企画課広聴係

◇各まちづくりセンター